

ケミトックス 環境ニュース (Vol. 16)

施行された EU の RoHS 指令のその後

2008 年 4 月 15 日
株式会社ケミトックス
中山紘一
高橋珠江

新たな火種となっているノルウェーの有害物質規制

北欧は欧州でも環境に対して配慮する地域として位置付けられています。北欧と言えば、ノルウェー (ノルウェー国旗)、スウェーデン (スウェーデン国旗)、フィンランド (フィンランド国旗)、デンマーク (デンマーク国旗)、アイスランド (アイスランド国旗) の 5 カ国となります。国旗の色は違うものの同じ形をしています。

ノルウェーは欧州連合 (EU) の加盟国ではなく、北海に面し、漁業国でもあります。北海の魚介類が有害物質で汚染されていることが判明して以来、厳しい環境規制を提案している国でもあります。これらの事実は日本では、あまり報道されていないために知られていません。

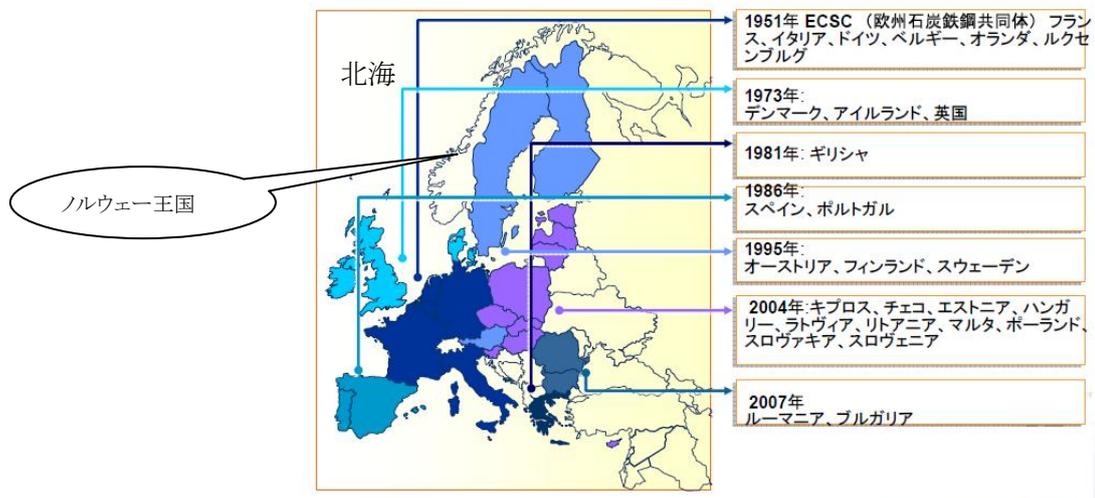


図 1 EU 加盟国とノルウェーの位置付け

1960 年代の終わりに、ノルウェー沖で大規模な海底油田と天然ガス田が発見されたことにより、ノルウェーは油田産油国となり、先進工業国としても発展し、近代福祉国家にもなりました。

漁業を守る点から、2003 年に臭素系難燃剤である Penta-BDE、Octa-BDE、Deca-BDE、HBCD、TBBPA を監視し、2010 年までに法規制を実施する案が提案されました。

2004年7月1日からPenta-BDEとOcta-BDEの使用を禁止し、2006年になるとDeca-BDEの使用禁止案も提案されました。また、さらに2007年7月1日より水銀の使用を禁止、2008年4月1日からDeca-BDEの使用禁止を施行するなど、次から次へと禁止案が検討されています。

2007年になって、ノルウェーは消費材に対して18の物質を禁じることについて世界貿易機関(WTO)に通知され、WTOは2007年6月8日に公表していました。

ノルウェー版RoHSと言われる環境法規制は、**Prohibition on certain Hazardous Substances in Consumer Products**と言われるもので、略称はPoHSが使用されているもので「スーパーRoHS」とも言われるものです。

範囲はEUのRoHS指令より広く、18物質が対象となっています。対象製品に関しては、草稿規則で「民生用製品で、消費者のために意図するか、または消費者によって使用される合理的に予想することができるあらゆる製品」と定義しています。

ノルウェーの提案は、2008年1月1日より発効の予定となっていたもののEU内でも物議をかもし、現在、審議中でもあります。

WTOに通告された後、ドイツ、フランス、イタリアなどからパブリックコメントが寄せられ、その数は90以上にのぼりました。そのパブリックコメントを回答するには、6~9カ月を要するとの見解がノルウェー当局より明らかになっています。

一方、EUのRoHS指令の拡大版として規制6物質から追加案が検討されています。その拡大RoHS指令を横で睨みながらノルウェー当局は、PoHS規制をソフトランディングの方法を探っているのが現状ではないかと推察されます。

表1 ノルウェー版 RoHS (PoHS) の対象 18 物質とその閾値案

No.	対象物質	閾値 (%)	閾値 (ppm)	備考
1	ヘキサブロモシクロデカン(HBCD)	0.1	1,000	難燃剤
2	テトラブロモビスフェノール(TBBPA)	1	10,000	臭素化エポキシ樹脂の基本原料
3	中鎖塩化パラフィン	0.1	1000	
4	砒素およびその化合物	0.01	100	
5	鉛およびその化合物	0.01	100	
6	カドミウムおよびその化合物	0.01	100	
7	トリブチルスズ	0.001	10	
8	トリフェニルスズ	0.001	10	
9	マスクキシレン	0.05	500	
10	マスクケトン	0.05	500	
11	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	0.005	50	
12	DTDMAC	Total 0.1	1,000	
13	DODMAC/DSDMAC			
14	DHTDMAC			
15	ビスフェノール A	0.005	50	ポリカーボネートに使用される単量体 施行 3 年後は、0.0025%(25ppm)
16	ジエチルヘキシルフタレート (DEHP)	0.1	1,000	PVC 用可塑剤
17	ペンタクロロフェノール	0.1	1,000	
18	トリクロサン	0.001	10	

参考資料

- ・INDUST "海外環境規制動向" Vol.23 No.2 pp 25～26 (2008)
- ・JPCA News "今、求められる環境調和とその対策方法" No.474 pp10～11 (2008)